

# 第1章 平成27年度の主な出来事

## 特集1 飯田市再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくり条例に基づき、地域公共再生可能エネルギー活用事業として新たに1件の認定が行われました。

平成25年4月1日より「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」（地域環境権条例）が施行されました。この条例は、地域が主体となり、地域の再生可能エネルギー資源を通じて得られる利益を公益的に活用しようと計画された事業（以下、「事業」）を支援することを目的として制定されたものです。条例で定める各要件を満たした「事業」を、その計画に係る主体が、市の支援組織である「飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会」（以下、「審査会」）に申請していただいた場合、助言を含めた審査を行います。「審査会」で、「事業」は条例に適合する案件であると認められた場合、市長から「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の認定を行います。

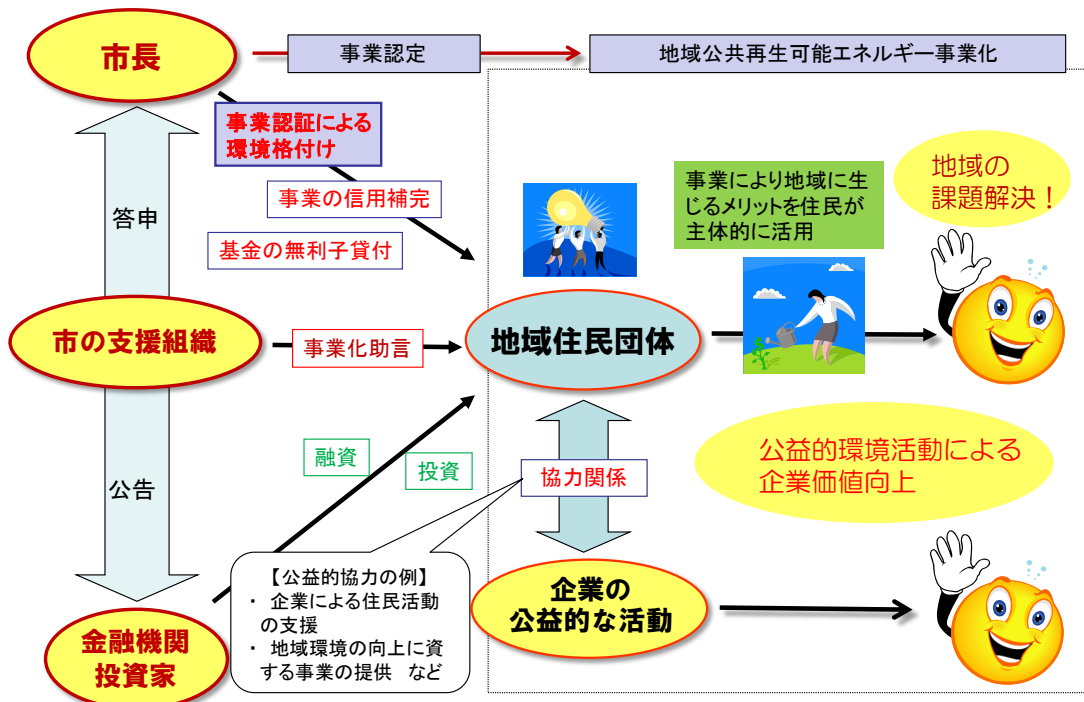
平成27年度には、この条例を活用して1件の事業が新たに認定されました。

### 1 条例制定の背景

飯田市は太陽や森、水といった自然資源に恵まれており、こうした資源を活かして電気や熱などのエネルギーを作り出すことに適しています。そんな中、平成24年7月から、自然資源を利用して発電した電力を、一定価格で20年間にわたって電力会社が買い取る制度が始まりました。

そこで飯田市は、市内外から専門家を集めこの制度を活かした街づくりの在り方について1年間、検討してきました。この検討の結果、飯田市の特徴である住民の「結い」の力を活かし、住民が自ら地元の自然資源を使って発電して、その売電収益を、住みやすい地域づくりのために利用していくのが良いだろうという結論にいたりました。そこで、その活動を下図の様に支援するための地域環境権条例を、平成25年4月1日に施行しました。

### 2 地域環境権条例の内容・支援の流れ



これまでの認定案件については、以下の表のとおりです。今回ご報告させていただきますのは、第8号の認定を受けました飯田市立旭ヶ丘中学校における取組になります。

認定番号	事業名	事業場所	所有者	事業者
第1号	駄科区メガさんぽおひさま発電所プロジェクト2013	駄科コミュニティ防災センター	飯田市	駄科区 おひさまグリッド4株式会社
第2号	飯田山本おひさま広場整備事業	飯田山本地区	市(民有地)	山本地区づくり委員会 王子マテリア株式会社 株式会社シーエナジー おひさま進歩エネルギー株式会社
第3号	杵原学校多目的ホール太陽光発電設備設置事業	杵原学校多目的ホール	飯田市	山本地区づくり委員会 おひさま進歩エネルギー株式会社
第4号	丘づくり・市民共同発電プロジェクト2014	飯田市生涯学習センター	飯田市	竜丘地域自治会
第5号	久米会館・さくら保育園久米分園太陽光発電設備設置事業	久米会館及びさくら保育園久米分園	久米区会	久米区会 おひさまグリッド5株式会社
第6号	龍江四区コミュニティ消防センター太陽光発電設備設置事業	龍江四区コミュニティ消防センター	飯田市	龍江四区地域づくり委員会 有限会社ナカガワ龍峡店 エルコンパスイプサ
第7号	飯田市今田人形の館太陽光発電設備設置事業	飯田市今田人形の館	飯田市	今田人形の館運営委員会 龍江二区地域づくり委員会 今田人形座 おひさまグリッド5株式会社
第8号	飯田市立旭ヶ丘中学校太陽光発電設備設置事業	飯田市立旭ヶ丘中学校	飯田市	旭ヶ丘中学校太陽光発電事業推進協議会 おひさま進歩9号株式会社

### 3 平成 27 年度に認定を受けた事業の概要

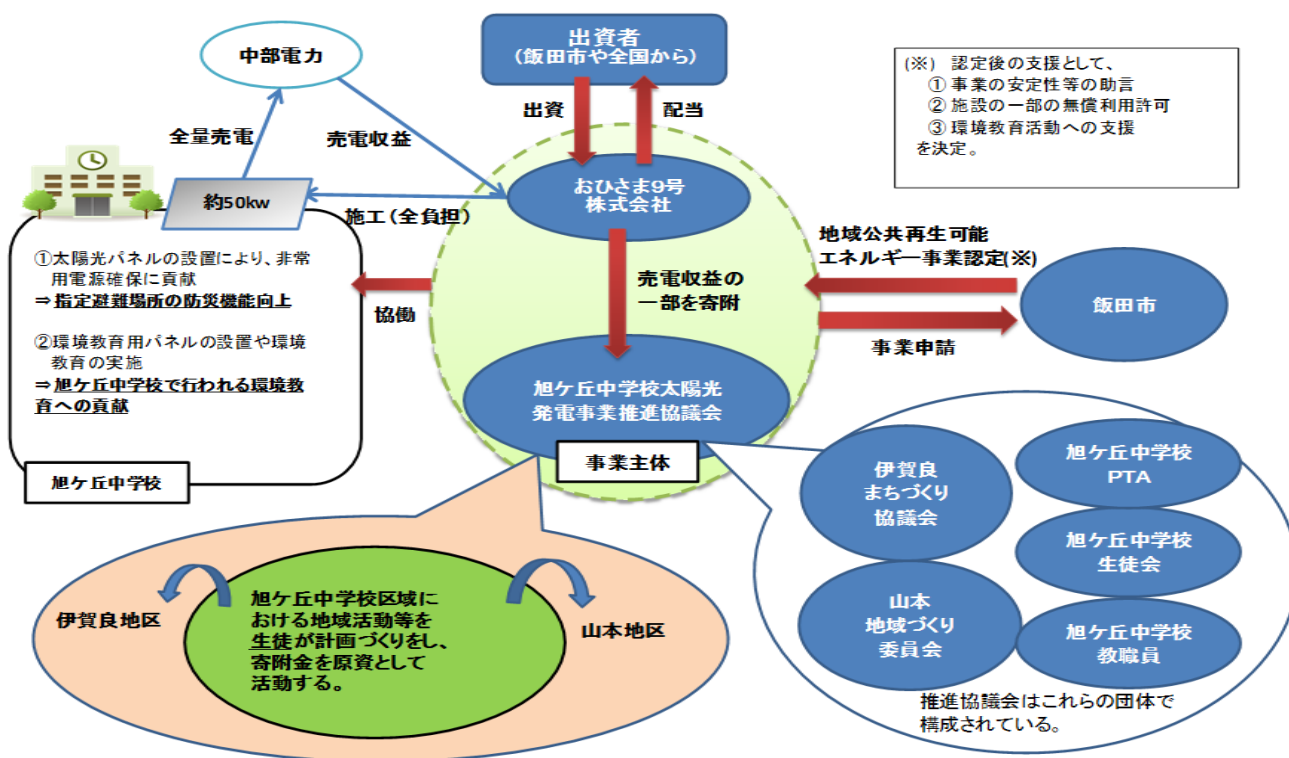
旭ヶ丘中学校太陽光発電推進協議会とおひさま進歩 9 号株式会社が協働し、飯田市立旭ヶ丘中学校の南校舎の屋根に太陽光発電設備を設置する事業が、地域環境権条例による「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の第 8 号事業として認定され、平成 27 年 12 月 22 日に認定式を行いました。

この事業は、平成 25 年の生徒会役員選挙の公約がきっかけとなったものです。この公約を実現するため、旭ヶ丘中学校生徒会の皆さんが一丸となり、自然エネルギー普及のため自分たちの中学校に太陽光パネル設置することを検討しました。そして、伊賀良まちづくり協議会、山本地域づくり委員会、旭ヶ丘中学校 PTA、教職員と、多くの皆様が生徒の願いを叶えようと、旭ヶ丘中学校太陽光発電事業推進協議会を設立し、おひさま進歩 9 号株式会社との協働事業として飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会に申請され、審査を経て、事業認定されたものです。

今後、この推進協議会がおひさま進歩 9 号株式会社から寄附金(売電収益の一部)を受け、旭ヶ丘中学校生徒会が中心となり環境教育や地域との活動のための使い方を企画して活用していきます。その活動を、地区や学校が全面的に支えて協力していきます。

また、おひさま進歩 9 号株式会社が、理科室横に理科学習用の太陽光パネル発電装置を設置しました。このことにより中学校での学習効果が期待されます。さらに、今回の太陽光発電設備の設置により、災害時等に地区住民が無償で使用できる非常用電源が確保されることで、地区の防災機能向上にもつながります。飯田市は、この事業を支援するため、それぞれの役割を確認するために三者により協定を取り交わしました。飯田市は、地域環境権条例を活用した市民による再生可能エネルギー活用事業を一層支援するとともに、この事業を地域が学校を拠点として取り組む太陽光発電事業のモデルとして、今後も他校でも地域が主体となった取組みを展開していただきたいと思います。

(取組みの概要図)





## 特集2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政代執行を行いました。(平成28年度継続事項、8月時点現状報告)

県道親田中村線に近い山林内を中心に3箇所において、2008年頃から廃冷蔵庫の解体で出た断熱材や廃タイヤ計約2,100立方メートル(以下、「屋外堆積物」)が所有地や借地に積み上げられており、飯田市は市内在住の2人への再三の行政指導を行ってきました。しかしながら改善されることがなく、現場付近では積み上げられた廃棄物が斜面下の民家近くまで崩れ落ちる事態も報告されたため、生活環境を脅かす事態として行政代執行の手続きをとることになりました。

平成28年1月29日、市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」)という。)第19条の4第1項に基づき、市内在住の2人に措置命令を発出し、「屋外堆積物」を撤去するよう命じましたが、履行期限を経過しても履行されなかったため、3月31日、飯田警察署へ告発を行いました。

その後、警察の現場検証を経て、4月18日、法第19条の7第1項に基づき、当事者に代わり生活環境の保全上の支障の除去等の措置(行政代執行)を開始しました。

6月30日に同措置が終了し、最終的には420t程度の廃棄物を撤去しました。

代執行後は、当事者2名への代執行に要した費用の請求及び撤去した大量の断熱材等を適正に処理を検討し、再発防止に努めていきます。

### ○代執行で回収した廃棄物

	廃棄物種類	959番8	3369番1	6500番8	計
1	断熱材(断熱材ウレタンフォーム)	9,060kg	11,160kg	7,910kg	28,130kg
2	廃タイヤ	15,410kg	8,210kg	-	23,620kg
3	廃冷蔵庫(家電)	60,280kg	-	-	60,280kg
4	廃テレビ(家電)	31,830kg	-	-	31,830kg
5	廃エアコン(家電)	10kg	-	-	10kg
6	冷蔵庫ドア他(有価物を含む廃棄物)	76,180kg	260kg	-	76,440kg
7	不明廃液等	140kg	-	-	139kg
8	不燃ごみ(その他埋立一般廃棄物)	182,830kg	1,350kg	15,490kg	199,670kg
		375,740kg	20,980kg	23,400kg	420,120kg

### ○代執行着手前及び完了後の現場の状況



(着手前)



(完了後)



(着手前)



(完了後)



(着手前)



(完了後)



(断熱材ウレタンフォーム等の仮置状況 (グリーンバレー千代))